

阿南市要綱第 2 4 号

阿南市お試し滞在費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の定住及び移住（本市外の市区町村から転入し、住民基本台帳に記載され、かつ、生活の本拠があることをいう。以下「定住等」という。）の促進による地域の活性化を図ることを目的として、住居又は仕事を探す活動、地域情報を収集する活動等を行う者に対して、予算の範囲内で阿南市お試し滞在費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、阿南市補助金等交付規則（平成 30 年阿南市規則第 3 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者で、同一の世帯につき 2 名までとする。

- (1) 交付対象者と生計を同一にする世帯員全員が、現に市外に住所を有していること。
- (2) 阿南市移住交流支援センターを通じて本市への定住等を検討していること。
- (3) 過去（補助金の交付を受けようとする年度内を除く。）に補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認められる事業者と関係していないこと。

(補助金の交付対象施設)

第 3 条 補助金の交付対象となる宿泊施設（以下「対象施設」という。）は、市内で旅館業法（昭和 23 年法律第 1 3 8 号）第 3 条の規定による徳島県知事の許可を受けて旅館業を営

む宿泊施設とする。

(補助金の交付対象活動)

第4条 補助対象者は、対象施設に宿泊し、次の各いずれかに該当する活動（以下「対象活動」という。）を行わなければならない。

- (1) 定住等を目的として、市内で住居又は仕事を探す活動
- (2) 定住等を目的として、市内の地域情報を収集する活動
- (3) その他定住等を目的とした活動で市長が特に認める活動

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、4,000円に交付対象者が対象施設で宿泊した日数を乗じた額とする。ただし、実際に宿泊に要した経費を越えないものとする。

2 補助金の交付は、同一年度内において各交付対象者につき5泊分を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、申請者と生計を一にする世帯全員の現住所を証する書面を添えて、宿泊期間の初日の14日前までに市長に提出し、その申請をしなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査のうえ補助金の交付を決定し、補助金の交付決定を受けた申請者（以下「被交付決定者」という。）に対して、交付決定通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

(変更又は取下げの承認申請)

第8条 被交付決定者は、補助金の交付申請額若しくは補助金の交付に係る申請の内容を変更又は取り下げるときは、変更（取下げ）承認申請書（様式第3号）を市長に提出して、そ

の申請をしなければならない。

(変更又は取下げの承認)

第9条 市長は、前条の規定による変更又は取下げの申請があった場合には、当該申請の内容を審査し、承認を決定したときは、変更(取下げ)承認(不承認)決定通知書(様式第4号)により、その旨を被交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 被交付決定者は、対象活動が終了したときは、実績報告書(様式第5号)に対象施設の宿泊領収書を添えて、市長に提出し、その活動を報告しなければならない。

(補助金の交付額の確定)

第11条 市長は前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、補助金の交付額を確定し、交付額確定通知書(様式第6号)により、被交付決定者に確定された補助金の交付額(以下「交付確定額」という。)を通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 被交付決定者は、交付確定額の通知を受けた後、補助金交付請求書(様式第7号)により、市長に対し、補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の補助金請求書を受理したときは、補助金を被交付決定者に交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、被交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全額又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は補助金の交付額の確定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助対象活動を遂行することができなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反し、又は従わなかったとき。

2 前項の規定により、交付決定を取り消したときは、速やかに、交付決定取消決定通知（兼返還命令）書（様式第8号）により、その旨を被交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により、交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、相当の期限を定めてその当該超過額の返還を命ずることができる。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。